



# SMBC CHINA MONTHLY

第100号

2013年10月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

## <目次>

● 経済トピックス①	<b>構造改革に向けた動きが活発化</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也……………2
● 経済トピックス②	<b>中国のアウトドア・スポーツ市場</b> ～若者に人気の成長市場～ 日本総合研究所 総合研究部門 上席主任研究員 矢ヶ崎 紀子……………3～4
● 経済トピックス③	<b>今後の取り組みが注目される中国のリコノミクス</b> 日本総合研究所 調査部 主任研究員 三浦 有史……………5～6
● 制度情報	<b>進料加工企業の輸出還付方式変更</b> Mizuno Consultancy Holdings Limited 代表取締役社長 水野 真澄……………7～8
● 上海現地レポート	<b>中国商標法の第三次改正</b> 弁護士法人キャスト 外国法事務弁護士 黄晓燕 弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑……………9～13
● マクロ経済レポート	<b>中国経済展望</b> 日本総合研究所 調査部 研究員 関 辰一……………14～18
● 金利為替情報	<b>■中国人民元 ■台湾ドル ■香港ドル</b> 三井住友銀行 市場営業統括部（シンガポール駐在） エコノミスト 鈴木 浩史……………19～21

経済ピックス①

構造改革に向けた動きが活発化

TOPICS

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 佐野 淳也

E-mail: sano.junya@jri.co.jp

### ■改革を「三中全会」の主要議題に位置付け

習近平政権は、構造改革に向けた取り組みを活発化させています。8月27日に開催されました中国共産党の中央政治局会議では、議題の大半が改革関連でした(右上表)。

その内、第18期中央委員会の第3回全体会議(通称、「三中全会」)を11月に招集し、同会議において「改革の全面的な深化に関する重要な問題」を主要議題として検討するとの決定が注目されます。「三中全会」での承認を経て、構造改革の推進を党全体の基本方針に位置付けたい指導部の意向が反映されたといえます。

改革の具体的な内容は示されませんでした。中央政治局会議で地方政府改革や上海自由貿易試験区(中央政府が7月に設立を承認)についても審議していたことを踏まえ、行政改革や規制緩和を含んだものになる可能性が高いと考えられます。李克強首相の発言や首相就任後の施策等も勘案しますと、都市化の推進(戸籍制度の見直しなど)、財政制度や金融システム、国有企業といった幅広い内容の改革プランを協議するのではとの見方が有力視されています。

また、9月1日付けで、経済体制改革に関する省庁横断組織(国家发展改革委員会のトップや各官庁における次官級の高官など、37名で構成)が新設されました。この組織の主要な職責として、改革プランの検討、改革に関連した各種調整や広報活動が盛り込まれています。こうした動きは、「三中全会」の直前にかけて一段と活発になるでしょう。

### ■景気は直近で持ち直し

構造改革の推進に向けて、足許の景気動向が重要なポイントとなります。2013年入り後、中国経済の減速傾向が強まったことから、改革よりも景気対策を実施すべきとの声が次第に大きくなっていました。

しかしながら、9月に発表された経済指標は、景気が持ち直したことを示しています。例えば、8月の輸出は前年同月比+7.2%と、伸びが前月よりも加速しました(右下図)。主要国・地域別では、米国やASEAN向けなどで伸び率が向上しています。同月の工業生産も、内外需の回復傾向を背景に、前年同月比+10.4%と、2012年4月以降で最も高い伸び率を記録しました。

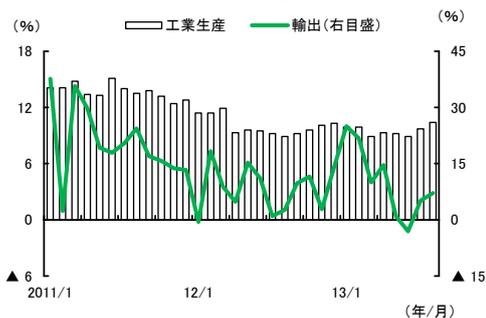
景気が足許で持ち直した主因として、鉄道関連投資の上積みや中小企業向けの負担軽減策といった小規模な景気対策の実施があげられます。総じていえば、景気対策による経済の緩やかな回復は、改革に向けた条件整備につながります。ただし、改革への支持拡大のための譲歩策として実施されている場合には、景気対策の規模が過大になりがちです。経済指標の今後の動きとともに、習近平政権が適正範囲内で景気対策を制御できているのか否かについても注視しなくてはなりません。

<中央政治局会議(8/27)>

主要議題	決定/指摘事項
三中全会	11月に開催し、改革の全面的な深化に関する重要な問題を主要議題として検討
地方政府改革	国務院(中央政府)の行政改革と運動させるとともに、許認可権限の見直しを推進することなどを確認
上海自由貿易試験区	準備状況を聴取したうえで、同試験区が貿易や投資の簡便化促進、政府の権限見直しの先行モデルとなるよう指示

(資料)『中国共産党新聞網』

<輸出と工業生産>  
(前年同月比)



(注)工業生産は、一定規模以上の企業に限定。1月と2月は1~2月の伸び率で前年同期と比較。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 経済トピックス② 中国のアウトドア・スポーツ市場 TOPICS ~若者に人気の成長市場~

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門

上席主任研究員 矢ヶ崎 紀子

E-mail: yagasaki.noriko@jri.co.jp

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定の喜びにわくわが国では、これから本格的にスポーツに取り組もうとする人が増えると思われれます。そして、せっかくスポーツをするなら、ウェアや装備に凝って格好よく決めてみたいと考える人が多くなることでしょう。山ガール・ブームが起こった際には、おしゃれな登山用ウェアやトレッキング用品等が売上を伸ばしました。「せっかくするなら格好よく」と考えるのは、日本も中国も同じのようです。今回は、中国のアウトドア・スポーツ市場の成長とブランドが好まれる状況について解説します。

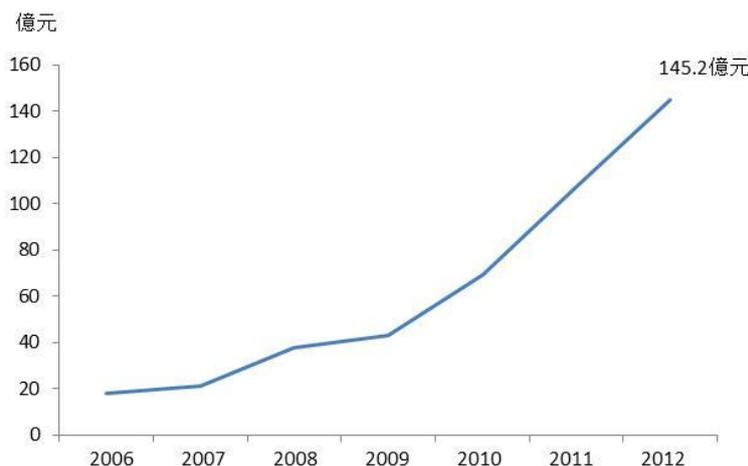
### ■アウトドア・スポーツ市場の成長

中国で人気のスポーツと言えば、まず、卓球やバドミントンが思い浮かびます。公園で太極拳に取り組む高齢者達をイメージする人も多いでしょう。

しかし、若者の事情は異なり、1980年代生まれ（80後、バーリンホウ）、90年代生まれ（90後、ジョウリンホウ）の若者達は、サッカー、テニス、バスケットボールのように、世界大会をテレビ等で観戦することができるスポーツを好むようです。テニスの4大国際大会のひとつである全仏オープン・女子シングルスで、2011年に、アジア人選手として初の4大大会優勝を果たした中国人選手が出たことも、テニス人気に大きく貢献しています。

一方、アウトドア・スポーツも人気が高まってきており、ウェアを中心にアパレル市場が成長しています。アウトドア・スポーツ用品は、気軽に楽しむものからプロ仕様のものまで幅広い商品があり、その分、企業にとってのビジネスチャンスが広いという特徴があります。

【図表1】アウトドア・スポーツのアパレル市場（売上高）の推移



(出所) China Outdoor Commerce Alliance (COCA ; 中国纺织品商业协会户外用品分会)

COCAは、中国国内におけるアウトドア用品の業界基準を定める唯一の団体であり、中国民政部からの認可を受けています。

COCAのデータ(図表1)によると、2012年のアウトドア・スポーツのアパレル市場(売上高)は145.2億元に達し、前年同期比は35%増です。近年一貫して市場規模は伸びており、今後有望な市場だと考えられます。今年2月に開催された国際的なスポーツ用品展

示会 ISPO BEIJING のファイナル・レポートには、アウトドア・スポーツ用品への来場者の関心が高かったことが特記されています。

### ■好まれるアウトドア・スポーツの変遷

中国では、アウトドア・スポーツは、普通のスポーツよりも危険で特別な人がするものとのイメージが強い状況でした。しかし、1990年代にハイキングが盛んになり、バックパックを背負ってハイキングシューズを履き、週末に野外に出かけるアウトドア派が出現しました。これが、中国でのアウトドア・スポーツ振興の始まりだと言ってよいでしょう。

近年では、所得水準の向上や海外のアウトドア・スポーツに関する情報の流入等を背景に、ハイキングだけにとどまらず、ロッククライミング、ボルダリング、ラフティング、パラグライダー、スキー、グラススキー等の多様なアウトドア・スポーツに挑戦する人々が増えてきました。

こうした新しいアウトドア派の若者には、2つのタイプがあります。一つは、本格的なアウトドア・ファンです。彼らは、自分の技術を磨き、より難しい課題に挑戦するため、装備への投資を重んじます。アウトドア用品にはテント、寝袋、バックパック、炊事用具、雨具、ウェア、靴、帽子、手袋、照明器具、地図、通信機器などがあり、SUV等の自動車まで入れると、その範囲は実に多様です。もう一つのタイプは、「他の人に技術で負けても仕方がないが、ファッションや装備は人より格好よくなくてはいけない」と考える人たちです。本格的なアウトドア・ファンではないものの、アウトドアのファッションやコンセプトに共感し、それをフォローしようとしている若者達です。

### ■ブランド好きなアウトドア・スポーツ愛好者

注目すべきことは、もう一つあります。中国のアウトドア・スポーツ愛好者はブランド好きであることです。COCAのデータによると、2012年末現在で、アウトドア・スポーツのアパレル市場に参入している企業数（ブランド数）は823（前年同期比12%増）であり、このうち約5割の418が外国ブランドです。

欧米を中心とするアウトドア・スポーツのブランド企業は、規模の大小にかかわらず、それぞれの方法で中国市場への参入を果たしています。中国市場でのシェア拡大を最優先目標として中国のスポーツ用品店と販売契約を結ぶ企業、ニッチ市場で高品質のブランド形成をするために敢えて店舗数を絞る企業、百貨店やショッピング・モールに出店する企業まで、その参入方法は多様です。

いずれの企業とも、中国人の体形や志向にあわせて、自社製品をいかに魅力的に改良するかが課題です。中国人の足の形の違いは、登山やトレッキング等の靴の製造に大きな影響を及ぼします。ウェアの色や形の好みも、中国人とヨーロッパの人々とは異なります。

こうした課題はあるものの、アウトドア・スポーツの国際的な大手企業には、中国での売上を伸ばし、中国でのアウトドア部門の強化や新規出店数の増加を計画しているところが多いのが実態です。

COCAは、“中国国民のうち、アウトドア・スポーツの経験者は0.5%に過ぎないが、韓国国民の25%がアウトドア・スポーツの経験者であることを考えると、中国のアウトドア・スポーツ市場には大きなポテンシャルがある”と予測しています。韓国のアウトドア派は日本の美しい山々に遠征に来ていますが、中国には雄大な自然が多く、増加するアウトドア派を受け入れる余力は十分にありそうです。

経済トピックス③  
TOPICS

今後の取り組みが注目される  
中国のリコノミクス

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主任研究員 三浦 有史

E-mail: hiraiwa.yuji@jri.co.jp

中国政府は年後半に景気刺激策を発動する見込みです。しかし、民間企業の参入機会の拡大などを伴わなければ、投資・輸出依存型経済からの転換は妨げられ、非効率な投資主導型経済へ回帰することも懸念されます。

### ■年後半に1兆元規模の景気刺激策

中国の経済誌「財経」は、8月末、2013年後半から1兆元の景気対策が講じられると報じました。今回の景気対策は、2008年に実施した4兆元の景気対策が投資効率の低下と地方政府の債務拡大を招いたとの反省から、①景気の下支えだけでなく、都市の公共インフラ整備、中西部における鉄道整備、大気・水汚染対策など、構造改革に資するプロジェクトに振り向ける、②「投資主体の多元化」、つまり民間企業の参入を促す、③国家開発銀行など政策金融を通じて資金を調達する、という特徴を有するとされます。

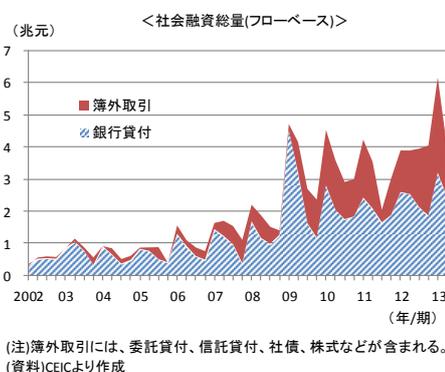
国際通貨基金(IMF)は7月に発表した報告書で、年前半に流動性の目安とされる社会融資総量が高い伸びを示したことから、年後半に景気回復が見込まれるとの見方を示しました。ここに上の景気刺激策が加われば、投資の成長牽引力はさらに高まります。景気回復は、中国はもちろん世界経済にとっても朗報ですが、同誌は「今回の景気刺激策は前回のようには大々的に宣伝されることなく、ひっそりと実施される」と述べています。

なぜ「ひっそりと」と実施されるのでしょうか。それは、景気刺激策の導入が習近平-李克強体制の進めている「経済発展方式の転換」、とりわけその中核をなす投資・輸出主導型経済から消費主導型経済への転換が行き詰まっているのではないかとこの印象を内外に与えかねないからです。習近平総書記は、就任直後の中央経済工作会議で、公的部門の肥大化に歯止めをかける姿勢を鮮明にし、4月に開催されたボアオフォーラムで、超高度成長を持続させるのは不可能であり、それを望んでもいないと発言しました。李克強首相も就任前から「経済発展方式の転換」が中国にとって最大のボーナスをもたらすとし、強い決意を持って改革にあたる姿勢を示していました。そのため、景気刺激策は、地方政府や国有企業からの見直し意見や経済安定化を求める声が指導部内で高まり、改革の減速を余儀なくされているのではとの疑念を抱かせないよう控えめに進められていくとみられます。

### ■かみ合わない中央と地方の成長減速の許容度

李克強首相の経済政策は、わが国のアベノミクスに準え「リコノミクス」と称されます。名づけ親であるバークレイズ・キャピタルによれば、「リコノミクス」は、①景気刺激策の不採用、②デレバレッジ(GDPに対する社会融資総量比率の引き下げ)、③金利自由化などの構造改革の推進という三つの要素から構成されます。命名の巧みさや新体制に対する期待の高まりもあり、「リコノミクス」は中国国内のメディアでも盛んに取り上げられ、上半期の流行語のひとつになりました。

しかし、「リコノミクス」は、今後、厳しい評価を浴びることになるでしょう。景気刺激策の不採用やデレバレッジは、目先の成長率にとらわれない、つまり、成長の鈍化を容認しながら「経済発展方式の転換」に取り組むという中央政府の意思を示すものにほかなりません。しかし、それは地方政府と十分共有されているとは必ずしもいえません。



この問題を端的に示しているのが中央政府と地方政府の工業増加値の伸び率の乖離です。国家統計局は1～6月の全国値を前年同期比9.3%としていますが、31省・市・自治区のうち実に25省・市・自治区がそれを上回りました。この25省・市・自治区は工業増加値の8割を占めます。彼らの統計が本当であれば、中国は景気減速どころか、過熱状態とも判断できます。中央と地方の統計が乖離するのは一部の地方政府における「加水(水増し)」があると指摘されています。

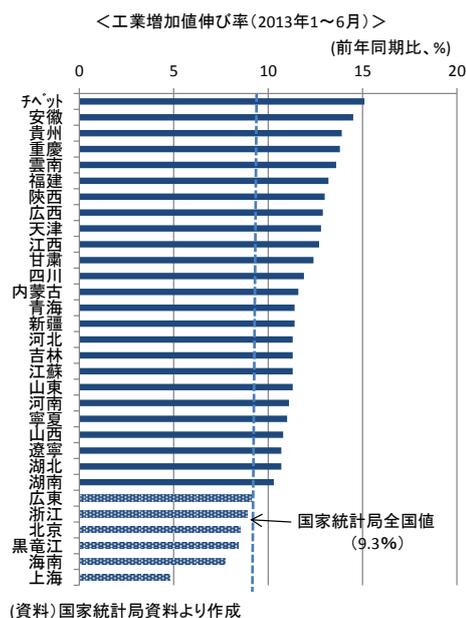
この問題は近年顕在化し、中国のGDP統計に対する信頼性を損なっただけでなく、中央政府が成長率引き上げに強い執着を持つ地方政府を十分に抑制できない状況に陥っていることも示しました。習近平氏は総書記就任後の中央経済工作会议で「加水」の是正を求めています。地方政府の強い投資衝動を抑制できない場合、1兆元の景気刺激策実施によって、中国が再び非効率な投資主導型経済へ回帰するのではないかという懸念が浮上するでしょう。

■7.5%成長を「下限」に安定重視の経済運営へ

李克強首相は、9月初旬、英フィナンシャルタイムズ紙に寄稿し、改革を進める一方、雇用などに悪影響が及ぶことを回避するため7.5%の成長率を「下限」として経済運営にあたる方針を示しました。4～6月期の成長率は7.5%で、ちょうどこの「下限」に相当します。同首相が寄稿内で「合理的」な投資分野と位置付けた①省エネ、②環境保護、③中西部における鉄道整備は奇しくも冒頭に紹介した「財経」の投資分野と重なります。また、新華社が「財経」の記事を引用したことから、景気刺激策が採られることは間違いなさそうです。

この景気刺激策が投資主導型の経済への回帰になるのか否かは、「投資主体の多元化」がどこまで実現されるかにかかっています。工業分野では、国有および国有持ち株企業よりも私営企業の方が総資産利益率が高く、私営企業は生産および雇用の両面において経済のけん引役として台頭しています。しかし、それによって必ずしも国有および国有持ち株企業が市場からの退出を迫られているわけではなさそうです。

例えば、1990年代後半の改革によって減少の一途にあった国有企業の就業者数は2010年から増加に転じました。国有持ち株会社が主体となっている有限責任企業と株式有限企業の就業者数も増加し、その伸び率は私営企業を上回っています。総資産利益率が低いにもかかわらず、国有および国有持ち株企業における就業者数が増えた背景に2008年に実施された4兆元の景気刺激策があることは間違いありません。景気刺激策を採用する一方で改革を進めることは、非常に困難と思われます。李克強首相の経済運営の巧拙は成長の持続性に大きな影響を与えることとなるでしょう。



**制度情報** 進料加工企業の輸出還付方式変更

TOPICS

SMBC China Monthly

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail: mizuno@mizuno-ch.com

**■進料加工企業の輸出還付方式変更について**

2013年7月1日に、国家税務総局公告2013年第12号が施行され、進料加工の輸出還付に関する免税輸入原材料の控除金額が変更されています。

この制度変更に伴い、一時的に増値税・付加税の課税額が増加している進料加工企業の事例が見受けられますが、その理由を解説します。

**1. 進料加工企業の輸出還付計算式の変更**

進料加工企業の輸出増値税還付方式の変更は、以下の通り変更されました。

## ① 2013年6月末まで

- ・ 増値税納税額 = 販売増値税 (仮受増値税) - 仕入増値税 (仮払い増値税) + 不還付税額
- ・ 不還付税額 = (輸出 FOB - 免税輸入原材料) x (徴税率 - 還付率)

## ② 2013年7月1日以降

- ・ 増値税納税額 = 販売増値税 (仮受増値税) - 仕入増値税 (仮払い増値税) + 不還付税額
- ・ 不還付税額 = { 輸出 FOB - (輸出 FOB x 計画分配率) } x (徴税率 - 還付率)

尚、計画分配率は、計画輸入総額 ÷ 計画輸出総額 x 100%で計算されます。

## ③ 変更のポイント

進料加工企業が輸入する原材料は、増値税課税が免除されますが、この免税原材料の計算は、従来は、輸入実績を基に計算されていましたが、2013年7月1日から、「実際に輸出した部分に対応する仕入のみが適用対象」となりました。

これは、(従来は、免税金額が前倒しとなっていた為) ある意味合理的な考え方ですが、制度変更により、一時的に免税金額が圧縮されてしまうという問題が生じます。

**2. 制度変更が税額に与える影響**

製品は完全輸出、原材料は完全輸入を前提とすれば、以下の状況が生じます。

<前提>

輸出 FOB : 1,000

計画分配率 : 80% (免税輸入した原材料も 800 で、全て輸出したと仮定)

還付率 13%

## ① 制度変更前

- ・ 増値税納税額 = 販売増値税 (0) - 仕入増値税 (0) + 不還付税額 (8)
- ・ 不還付税額 = (1,000 - 800) x (17% - 13%) = 8

## ② 制度変更後

- ・ 増値税納税額 = 販売増値税 (0) - 仕入増値税 (0) + 不還付税額 (8)
- ・ 不還付税額 = { 1,000 - (1,000 x 80%) } x (17% - 13%) = 8

上記では、800の仕入は、全て輸出したと仮定しており、更に、計画配分率は実際購入額と一致していると仮定しているので、結果は同じになります。

つまり、納税額は 200 x 4% = 8 です (注)。

注：

国内販売・国内仕入がないため、販売増値税・仕入増値税が無く、結果として、不還付税額が納税額として残っています。

但し、従来は前倒しで免税金額を算定できたため、新方式（輸出に応じた部分のみ免税適用）によると、経過的に（最初の段階で）免税税額が従来と比べて、少額となる場合がありますし、設定した計画配分率（原価率）が、今年度の実際原価率より低い場合、不還付税額が従来と比べて多額になりますので、納税額の増加に繋がります。

例えば、計画配分率が60%の場合は、以下の通りとなります。

- ・ 増値税納税額＝販売増値税（0）－仕入増値税（0）＋不還付税額（16）
- ・ 不還付税額＝{1,000－（1,000 x 60%）} x （17%－13%）＝16

### 3. 付加税の影響

増値税の影響は上記の通りですが、これ以外に、付加税の影響が考えられます。

2010年12月1日より、「内外資企業と個人に対して、都市維持建設税と教育費付加制度を統一する事に関する通知（国発[2010]35号）」によって、外資企業・外国企業に対しても、都市建設税・教育費付加・河道管理費等の地方税が課税されています。

この税金は、増値税・営業税・消費税を課税基礎するもので、増値税の場合は、納税額に対して11～13%（地方により異なる）が課税されます。

増値税に対する課税は、原則として納税額に対して課税されるため、上記の通り増値税の納付額が増加すれば、それに伴い付加税額も増加します。

実例としては、進料加工企業であっても、一定の仕入税額が発生し、還付ポーションになるケースが多いのですが、その場合でも、付加税が免除される訳ではなく、別の算式で課税が行われる事になります。

#### ● 増値税還付ポーションになった場合の付加税の計算

① 納税額が負の数（還付ポーション）となった場合、納税額の負の数の絶対値（還付税額に-1を乗じた金額）と、輸出還付限度額を比較します（注）。

注：

輸出還付限度額とは、制度変更前は（輸出FOB－免税輸入原材料）x 徴税率、制度変更後は、{輸出FOB－（輸出FOB x 計画配分率）} x 還付率となります。

② 輸出還付限度額－負の数の絶対値を、免税控除税額と呼称しますが、その数値に対して付加税が課税されます。

一方、輸出還付限度額<負の数の絶対値の場合、免税控除税額は0となり、付加税の課税は行われません。

このように付加税は、状況に応じて2つの計算式が選択適用されるため、若干の数値の違いで、大きく税額が異なってしまう場合があります。

進料加工企業は、元々輸出額が多く、輸出還付限度額が大きくなる傾向にありますので、還付ポーションになった場合、上記の算式が適用され、高額な付加税が課税されるケースがあります。

今回の制度変更に際して、一時的に免税控除税額が増加し、高額な付加税が要求される企業が発生する等の事例も発生しています。

## 上海現地レポート 中国商標法の第三次改正 REPORT

SMBC China Monthly

弁護士法人キャスト 外国法事務弁護士 黄晓燕

弁護士法人キャスト 弁護士 藤田直佑

E-mail: huangxiaoyan@cast-law.com

E-mail: fujita@cast-law.com

### ■はじめに

2013年8月30日に全国人民代表大会常務委員会は、「中華人民共和国商標法」の改正案を可決し、同日「『中華人民共和国商標法』の改正に関する決定」を公布しました【1】。

1982年に制定された中国の「商標法」は、これまでに全国人民代表大会常務委員会により1993年2月22日及び2001年10月27日の2回に亘り改正が行われています。特に2回目の2001年10月27日の改正は、2001年12月11日のWTO加盟に先立って行われたもので、この改正により、中国における商標権の保護規定は、「TRIPs協定」【2】及び「工業所有権の保護に関するパリ条約」【3】の要求する基準に概ね適合するものとなっており、この第2回改正を経たものが、現行の「中華人民共和国商標法」となっています。

2013年上半期までの段階で、中国における商標権の累計出願件数は1200万件を超え、有効登録商標は680万件程度に至るとされており、その数は世界で最も多いものとなっていますが、急激な経済発展が進む一方で、商標権の審査期間が長い点、悪意的な商標登録が散見される点等、实际需要にそぐわない部分が明らかとなり、適切な改正が求められていました。

この度の改正は、国務院の委託を受けての国家工商行政管理総局商標局等による検討、2011年9月1日の国務院法制弁公室による「中華人民共和国商標法（修正草案意見募集稿）」の発表とパブリックコメントの募集等【4】、数年間の議論を経た上での約12年ぶりの3度目の「中華人民共和国商標法」の改正となります（以下、改正前の現行の「中華人民共和国商標法」を「現行法」、改正後の「中華人民共和国商標法」を「改正法」といいます。）。

「改正法」は2014年5月1日より施行されます。

### ■「改正法」のポイント

#### 1. 商標の対象の拡大（音声の商標）

「現行法」は、商標の対象を、文字・図形・音標文字・数字・立体標識及び色彩の組合せ並びに上記要素の組合せという可視的標識に限定しています。「改正法」はこの可視性の限定を外し、新たに音声も商標の対象として追加しました（「改正法」第8条）。

欧米では既に、音声の商標も認められており、日本でも商標の対象拡大が議論されていますが【5】、「改正法」が施行されれば、中国は日本に先駆けてこれを法制化することにな

<sup>1</sup> URL（中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト内）：

[http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/30/content\\_2477825.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2013-08/30/content_2477825.htm)

<sup>2</sup> 正式名は“Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights”（「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」）

1994年4月15日作成、1995年1月1日発効。「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の一部（附属書1c）を構成する知的財産に関する条約です。

<sup>3</sup> 正式名は“Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle”（フランス語）。

1967年7月14日作成、1970年4月26日発効。中国は1985年3月19日に加盟。

<sup>4</sup> 参考URL（中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト内）：

[http://www.gov.cn/gzdt/2011-09/02/content\\_1939013.htm](http://www.gov.cn/gzdt/2011-09/02/content_1939013.htm)

<sup>5</sup> 「知的財産推進計画2012」11頁、「知的財産推進計画2013」14頁参照

URL（首相官邸ウェブサイト内）：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>

URL（特許庁ウェブサイト内）：

ります。

## 2. 商標代理機構による活動の規範化

商標代理機構とは、委託を受けて委託者の名で商標登録出願その他の商標に係る事項を取り扱う法律サービス機構を指します。外国人又は外国企業が、中国において商標登録出願その他の商標に係る事項を取り扱う場合には、法に基づいて設立された商標代理機構に委託し、代理させる必要があります（「改正法」第18条第2項）【6】。

商標代理機構については、「現行法」下においても、国家工商行政管理総局が発布した「商標代理管理弁法」【7】によって規律されていますが、その立場の重要性から、「改正法」においては、法律レベルで、商標代理機構の活動を規範化する規定を設けています。

具体的には、商標代理機構の信義誠実義務、登録できない事由がある場合の委託者に対する告知義務、他人の権利を侵害すること知り又は知るべき場合に受託してはならないこと等が規定されています（「改正法」第19条）。これらの規定が設けられたことに合わせて、商標代理機構による違反行為に対する警告や行政処罰に関する規定も新たに設けられています（「改正法」第68条）。

以上は、商標代理機構による職務の適正化のための改正と評価できます。

## 3. 商標登録にかかる手続の改善

### (1) 登録出願の簡便化

登録出願の簡便化を図るべく、「改正法」は、1度の出願で同一商標を複数の商品類別に登録できることとしています。加えて、書面出願だけでなく、電子データによる出願をすることも法律上明確にしています（「改正法」第22条）。

### (2) 商標の審査期間等の見直し

「現行法」下の制度においては、商標登録出願の審査期間等が長く、商標権益が不確定になる期間が長過ぎる旨の指摘がされており、審査期間等の短縮が求められていました。

「改正法」は、商標局による初歩審査期間を登録出願文書受領から9か月以内に限定する等（「改正法」第28条）、従来から存在する審査期間等を短縮すると共に、新たな期間制限を設けています（その他、「改正法」第34条、第35条等）。

## 4. 商標登録異議制度の整備

### (1) 商標局による商標登録異議審査手続の簡易化

「現行法」では、初歩審査を受けて公告された商標に対して異議が提出された場合、次のようなプロセスを経て、異議の成否が決まり、商標登録の承認可否が明らかとなります（「現行法」第33条、第34条）。

①商標局による裁定

⇒②更に当事者が不服を有する場合、商標評価審査委員会に対して復審申請でき、商標評価審査委員会が裁定

⇒③当事者が商標評価審査委員会の裁定に対し不服を有する場合、人民法院に対して訴

[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/t\\_mark30/shiryout2.pdf#search=%E9%9F%B3%E5%95%86%E6%A8%99](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/t_mark30/shiryout2.pdf#search=%E9%9F%B3%E5%95%86%E6%A8%99)

[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/t\\_mark02/paper06.pdf#search=%E9%9F%B3%E5%95%86%E6%A8%99](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/pdf/t_mark02/paper06.pdf#search=%E9%9F%B3%E5%95%86%E6%A8%99)

<sup>6</sup> 中国人又は中国企業は、自ら手続を行い、また商標代理機構に対して手続を委託することができます（「改正法」第18条第1項）。

<sup>7</sup> 「商標代理管理弁法」（2009年11月11日国家工商行政管理総局発布〔国家工商行政管理総局令第46号〕、2010年7月12日国家工商行政管理総局改正発布〔国家工商行政管理総局令第50号〕、同日施行）

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

えを提起

⇒④人民法人の判断

(当事者が商標局の裁定について商標評価審査委員会に対する復審申請をしない場合、商標評価審査委員会の裁定について人民法院に対する訴え提起をしない場合にも異議の成否が決まり、商標登録の承認可否が明らかとなります。)

しかし、かかる「現行法」下の異議制度に対しては、商標登録が承認されるか否か明らかになるまでの手続期間が長く、悪意のある者が異議を提出して商標登録の承認時期を遅らせることで不当な利益を獲得し、正当な商標権益が侵害される旨が指摘されていました。

かかる問題点を改善すべく、「改正法」は商標局による裁定のプロセスを廃止し、商標局が異議を審査した後、直接に登録の可否についての決定を出すこととしました(「改正法」第35条第1項)。なお、商標局が商標登録する旨の決定を下した場合、異議者は、不服があれば、商標評価審査委員会に対して当該登録商標の無効宣告を請求することができます(「改正法」第35条第2項)。

## (2) 異議提出者による異議事由の制限

「現行法」においては、異議事由の区別なく何人も異議を提出できることになっていました(「現行法」第30条)。

これに対して、「改正法」は、異議提出の濫用を防止すべく、著名商標の複製・模倣・翻訳、又は容易に混同をもたらすものであるとの理由による異議(「改正法」第13条第2項及び第3項参照)や他人の既存の先行権利を損害し、不正手段を以て他人が既に使用し、一定の影響を有する商標を登録しようとするものであることを理由とする異議(「改正法」第32条参照)等、一定の異議事由については、先行権利者又は利害関係人に限って異議を提出することができることとしています(「改正法」第33条)。

## 5. 登録商標譲渡及び使用許可に係る改正点

### (1) 登録商標の譲渡に関する規制

登録商標は、譲渡人及び譲受人が合意し、商標局が審査認可することによって、譲渡することができます。

譲渡が可能という結論には、変更はありませんが、登録商標を譲渡する場合、同一の商品上の近似する商標又は類似商品上の同一又は近似商標を有する場合は、合わせて譲渡しなければならないとしています。混同その他の悪影響を生じる譲渡については、商標局が譲渡を審査認可しないこととしています(「改正法」第42条)。

これは市場の消費者保護を目的とする規制といえます。

### (2) 登録商標の使用許可に関する公告等

商標登録者は、被許諾者との合意により、当該登録商標の使用を許諾することができます。この商標使用許諾契約については、商標局に対して備案すべきとされていますが、「改正法」は、備案された場合において当該契約の存在を公告することとしています。加えて、備案を経ない場合、善意の第三者に対抗できないことを明確にしています(「改正法」第43条第4項)。

## 6. 著名商標制度の整理

著名商標(中国語:「馳名商標」)とは、中国において関連する公衆に広く知られ、かつ、比較的高い名声・名誉を享有する商標をいいます。

本来、著名商標の認定は、商標登録又は商標評価審査過程における紛争が生じた場合において請求するものですから、著名商標の認定は基本的には当該個別紛争において拘束力

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

を有するものです。もっとも、「著名商標認定及び保護規定」【8】は、更に著名商標認定後の紛争に対して効力を広げています。具体的には、「現行法」に基づきその商標に対して保護を求める場合に、当該商標が著名商標として保護を与えられていたという記録を提出することができます。また、商標局又は商標評価・審査委員会による著名商標認定を受けた場合、著名商標認定を受けた商標として公表されるため【9】、中国全土の行政機関及び司法機関に対して上記法令の内容以上の事実上の効力を生じ得る、すなわち、異なる保護範囲など他の場面においても場合によっては著名性の認定を事実上受け易くなる等の効果が期待できるともいえます。

この結果、悪意のある者が不当に著名商標の認定を受け、認定された著名商標を用いて不正競争行為を行い、結果として消費者の権益を侵害され得るという問題点が指摘されていました。

「改正法」はこの度、商標局、商標評価審査委員会又は人民法院が、個別案件において当事者の申請を受けた場合にのみ認定を行うことを明確に規定し、著名商標の「個別事件認定・受動的保護」の原則を明らかにしました（「改正法」第14条第1項乃至第4項）。

また、生産・経営者が「著名商標」の文字を商品、商品の包装若しくは容器の上に用い、又は広告宣伝、展覧及びその他の商業活動に用いることを禁止している点が注目されます（「改正法」第14条第5項）。

中国においては、現在、多くの場面で「著名商標」の表示が利用されていますが、「改正法」施行後にこの規制に違反した場合、工商行政管理部門が是正命令を発し、10万円の反則金を課すこととされています（「改正法」第53条）。

## 7. 商標専用権保護の強化

### (1) 商標専用権の侵害行為の範囲の拡大（幫助等の追加）

登録商標専用権の侵害に該当する行為については、現行法上も規定が設けられていますが（「現行法」第52条）、「改正法」は権利侵害態様の多様化に合わせて、侵害に該当する範囲を拡大しています。具体的には、故意で他人の商標専用権を侵害する行為のために便利な条件を提供する場合や、他人の商標専用権侵害行為を幫助する場合も権利侵害に該当することを明確化しました（「改正法」第57条（6））。

### (2) 権利侵害行為に対する行政処罰の強化

工商行政管理部門が商標紛争を処理する場面において、商標専用権の侵害行為を認めた場合、反則金を科すことがあります。「現行法」下においては、反則金に関する規定は同法に基づいて規定された「商標法实施条例」で規定されており、①違法経営額の3倍以下、②違法経営額を計算するすべのない場合には10万元以下、となっています【10】。

「改正法」は、商標専用権の保護の充実を図るべく、法律上明記する形で行政処罰に関する規定を設けると共にその罰則を強化しています。具体的には、工商行政管理部門は、侵害行為について、①違法経営額が5万人民元未満の場合は25万人民元以下、②違法経営額が5万人民元以上の場合は5倍以下の反則金を科すことができ、③5年以内に2回以上の侵害行為を行い、又はその他の深刻な情状がある場合には、嚴重に処罰しなければなら

8 「著名商標認定及び保護規定」（2003年4月17日国家工商行政管理総局発布〔国家工商行政管理総局令第5号〕、2003年6月1日施行。）

URL（中華人民共和国工商行政管理総局商標局ウェブサイト内）：

[http://sbj.saic.gov.cn/flfgl/sbxzgz/200906/t20090603\\_60311.html](http://sbj.saic.gov.cn/flfgl/sbxzgz/200906/t20090603_60311.html)

9 中華人民共和国工商行政管理総局商標局ウェブサイト内「著名商標」一覧

URL：<http://sbj.saic.gov.cn/cms/>

10 「商標法实施条例」（2002年8月3日国务院発布〔国务院令第358号〕、同年9月15日施行）第52条

ないとしています（「改正法」第60条第2項）。

### (3) 損害賠償算定方法の明確化と懲罰的賠償の導入

「改正法」は、商標専用権の保護を強化すべく、損害賠償額の算定方法を明らかにすると共に懲罰的賠償の要素を取り入れています。

商標専用権侵害による損害賠償額の算定方法は、①権利者の実際損失、②（①の確定が難しい場合、）権利侵害者が権利侵害により得た利益、③（①及び②の確定が困難な場合）商標ライセンス使用料の合理的な倍数で確定することになります。更に、悪意で商標専用権を侵害し、情状が重い場合、懲罰的な要素を加味して、上記①乃至③で確定した金額の1～3倍の範囲で損害賠償額を確定することとしています（「改正法」第63条第1項）。

### (4) 権利者による立証責任に対する軽減

権利者の実効的な保護を実現すべく、「改正法」は、損害賠償額の立証において、権利者の立証責任の軽減を図っています。

まず、権利者が既に立証を尽くしたが、権利侵害行為が関係する帳簿、資料が主として権利侵害者が掌握している状況において、人民法院は、権利侵害者に対して関係する帳簿、資料の提出を命じることができます。そして、権利侵害者が関係する帳簿、資料の提出を拒否するか、又は虚偽の帳簿、資料の提出した場合、人民法院は、権利者の主張及び提出証拠を参考にして、損害賠償額を確定することができます（「改正法」第63条第2項）。

また、前記の①権利者の実際損失、②権利侵害者が権利侵害により得た利益及び③商標ライセンス使用料を確定することが困難な場合、人民法院は、権利侵害行為の情状に基づいて300万人民元以下の賠償を与える旨の判決することとしています（「改正法」第63条第3項）。これは人民法院の裁量を、「現行法」下の6倍に拡大するもので、より権利者保護に資するものと評価できます【11】。

## ■その他

工商行政管理総局は、この度の改正を受けて、「改正法」の施行後においてこれを貫徹できるようにすべく、公布から施行までの約8か月間の間に組織の研修や関係規定の整理を行う旨を示しています。

今後、「改正法」の施行に向けて、「現行法」の細則規定と位置づけられる国务院が発布した「商標法实施条例」を含め、「商標代理管理弁法」や「著名商標認定及び保護規定」等の関係規定の改正・新設・廃止等の作業が、徐々に進んでいくものと見込まれます。

11 「現行法」第56条第2条は、権利侵害者が権利侵害により取得した利益又は権利被侵害者が権利侵害により受けた損害を確定しがたい場合、人民法院が、権利侵害行為の事情に応じて50万元以下の賠償を与える旨を判決する旨を規定しています。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

マクロ経済レポート  
REPORT

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

研究員 関 辰一

E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

中国経済は4～6月期に一段と減速。さらなる景気減速に歯止めをかけるため、当局は景気と構造調整の双方に目配りした施策を相次ぎ発表。

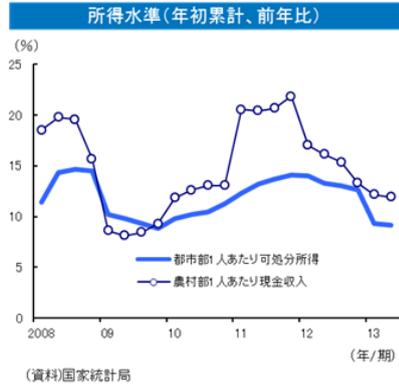
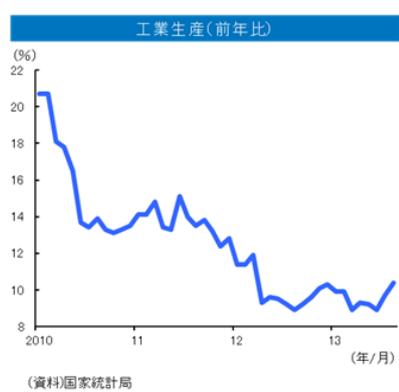
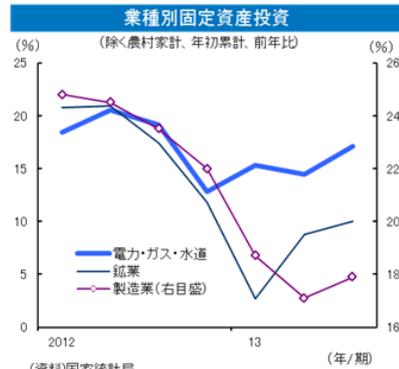
5月以降、投資プロジェクトの承認手続きの免除と権限委譲、鉄道整備の促進、サービス産業の振興などに着手。直近では9月16日、都市インフラ建設の強化をねらいに、2015年までの下水道やガス管などの整備目標を発表。17日、電気自動車やプラグインハイブリッド車などのエコカーに対する補助金制度を公表。29日、上海に自由貿易区を設立。

当局の景気でこ入れ策により、景気に底打ちの兆し。インフラ投資が拡大する動きは、鉄道や道路のみならず、電力・ガス・水道などの分野にも徐々に拡大。製造業の設備投資にも持ち直しの兆し。国内外からの受注が拡大したため、工業生産は6月をボトムに持ち直し。こうした状況下、景気は7～9月期から持ち直すと予想。ただし、所得の増勢が鈍化しているほか、消費者マインドが悪化しているため、個人消費が弱まるリスクも。

今後、政府は新たな消費拡大策を打ち出す見込み。11月に予定されている共産党中央委員会の第3回全体会議では、制度改革を明示する可能性も。農村部の資産増加につながる土地制度の改革、および、社会保障の充実に繋がる戸籍制度の改革などに進展があることを期待。

他方、景気の下限割れリスクが回避されたと判断されれば、当局は再び投資抑制スタンスを強める公算大。中国経済の高い投資比率を勘案すると、成長加速は一時的な現象にとどまる見通し。

以上を踏まえ、2013年は7.6%成長、2014年は7.8%成長になると予想。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家ににご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 輸出に底入れの動き

### <輸出>

輸出は3月をピークに減少したものの、8月に持ち直し。米国向けとアジア向けが大きく増加。EU向けも徐々に持ち直し。

今後、日米経済の回復に伴い、輸出の拡大傾向は続く見通し。実際、8月の製造業PMIの輸出向け新規受注指数は一段と上昇。

ただし、新興国の成長鈍化により輸出が下振れる可能性も。BRIS（ブラジル、ロシア、インド、南アフリカ）向け輸出は弱含み。新興国向けが多い自動車の輸出は8月に前年比マイナスに。米国での量的緩和の縮小が新興国からの資本流出に繋がるリスクに留意。

### <輸入>

輸入に持ち直しの兆し。EUからの輸入が4カ月連続で拡大。米国、資源国、NIEsやASEANからの輸入にも底打ちの兆し。

足許では鉄鉱石や原油など資源類の輸入増加が顕著。この背景には、公共投資や住宅投資の拡大により、鉄鋼など素材需要が持ち直し始めていることが指摘可能。

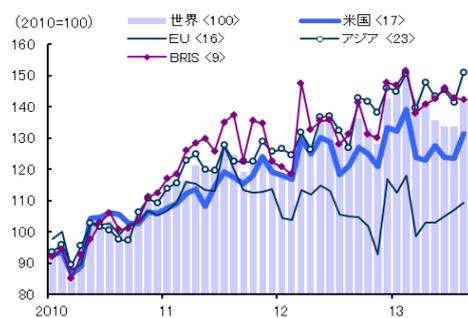
### <対中直接投資>

1～8月の対中直接投資は前年比6.8%増。EUからの投資は同24.3%増、米国からは同18.0%増、日本も同9.5%増と大きく拡大。

業種別にみると、製造業への投資は同▲3.3%。サービス業は同13.5%の増加。

地域別にみると、中西部向けが大幅に拡大。西部は同17.7%増、中部は同10.9%増。一方、東部は同5.0%増と低い伸び。

地域別輸出額の推移(季調値)



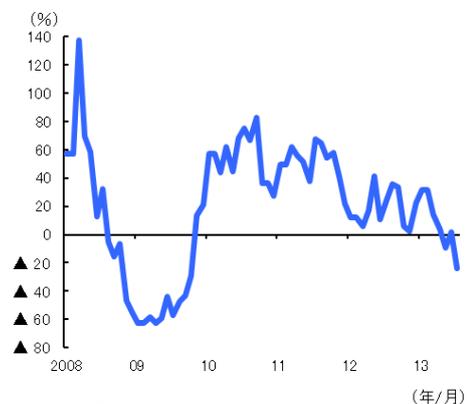
(資料) 海関総署を基に日本総研作成 (年/月)  
 (注1) <>は2012年のシェア。  
 (注2) BRISはブラジル、ロシア、インド、南アフリカ。

製造業PMI新規受注指数



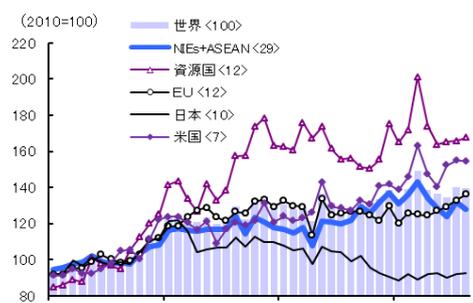
(資料) 国家統計局、物流購買連合会を基に日本総研作成

自動車の輸出台数(前年比)



(資料) 中国汽車工業協会を基に日本総研作成

地域別輸入額(季調値)



(資料) 海関総署を基に日本総研作成 (年/月)  
 (注1) <>は2012年のシェア。  
 (注2) 資源国はオーストラリア、ブラジル、ロシア、南アフリカ。

## 期待される消費拡大のための制度改革

### <個人消費>

小売売上高は安定したペースで拡大。儉約令により政府消費は悪化したものの、個人消費は比較的堅調。

ただし、品目別にみると、家電の売上高の伸び率は1～3月期の前年比16.7%増から1～6月に同15.3%増、1～8月に同14.7%増に徐々に減速。娯楽用品の増勢鈍化はさらに顕著。

この背景には、所得水準の増勢鈍化や消費者マインドの悪化。1～6月の都市部の1人あたり可処分所得は前年比9.1%増と3年ぶりに一桁の伸び。消費者信頼感指数は2月をピークに低下し、足許も低水準。

今後、家計所得の伸びはこれまでの景気減速を受けて、一段と鈍化する恐れ。すなわち、年後半に成長率は持ち直すものの、所得の家計への分配割合が低下し、企業への分配割合が高まる可能性。この結果、個人消費の増勢が鈍化し、消費主導成長への転換が遅れるリスクも。

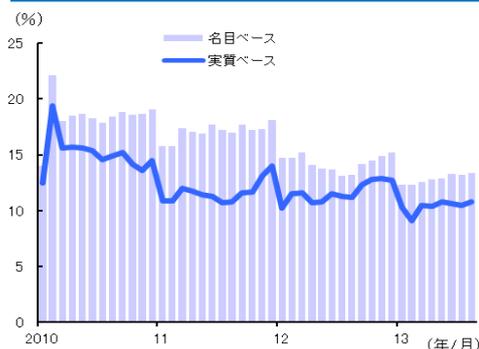
### <政策対応>

こうしたなか、当局は消費主導成長を実現するために、新たな措置を打ち出す見込み。実際、9月17日、政府はエコカーに対する補助金制度を発表。今後、省エネ家電に対する購入支援策などが再導入される可能性も。

もっとも、消費拡大を促進するには制度改革が肝要。11月に予定されている党会議では、土地制度や戸籍制度の改革に進展がみられることに期待。

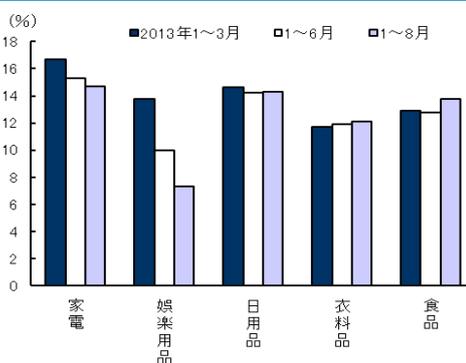
他方、儉約令は長期化する見込み。新たな商慣行が定着するまで長期間を要するため、今後も監督・儉約令の再強化が実施される見通し。実際、1～8月の大手飲食の売上高は依然前年比マイナス。

### 小売売上高(前年比)



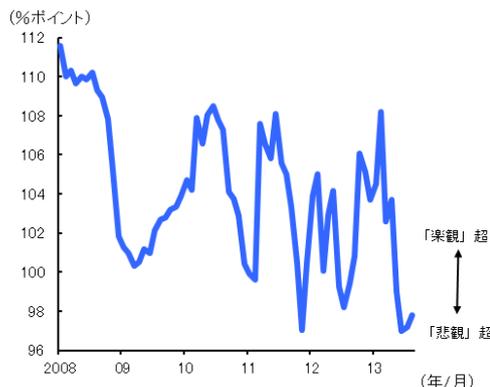
(資料) 国家統計局を基に日本総研作成  
(注) 2010年から地域区分等の変更あり。CPI上昇率で実質化。

### 一定規模以上企業の小売売上高(前年比)



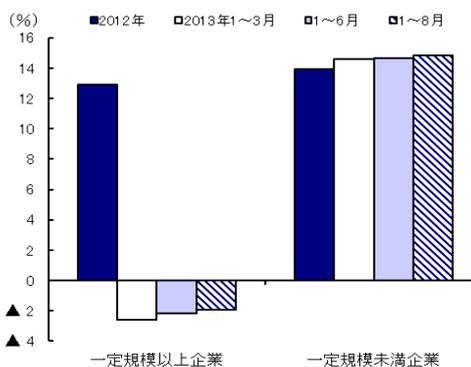
(資料) 国家統計局

### 消費者信頼感指数



(資料) 国家統計局

### 飲食の売上高(前年比)



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 持ち直しに向かう製造業の設備投資

1～8月の固定資産投資の伸び率は前年比20.3%増と、1～7月から0.2%ポイント上昇。

### <公共投資>

2013年入り後の鉄道と道路の固定資産投資は前年比20%前後の高い伸びを維持。足許では電力・ガス・水道や鉱山開発などのプロジェクトにも持ち直しの動き。

この背景には、投資プロジェクトの承認手続きの免除と権限委譲。空港の拡張や信号等交通システムなどの投資計画の承認手続きを免除。電力・ガス・水道や鉱山開発などの計画の承認権限を地方政府に委譲。これは、景気のでこ入れになる上、中長期的には民間企業の参入や事業拡大にプラス。

### <製造業の設備投資>

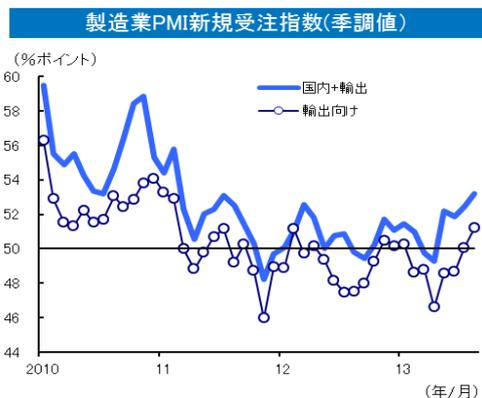
製造業の1～8月の固定資産投資は前年比17.9%増（1～7月：同17.1%増）と持ち直しの兆し。主因は、内外需の持ち直し。とりわけ公共投資の拡大に牽引され、製造業の国内外からの受注が拡大。景気失速回避に向け政府の投資抑制スタンスが和らいだ点も指摘可能。実際、代表的なシャドーバンキングである委託融資は一段と拡大。

今後を展望すると、政府が一定の成長率を維持する方針を明確化させているため、内需拡大策が小規模ながら継続される見込み。また、日米経済の回復に伴い、輸出も持ち直しへ。これらを受け、製造業の設備投資は徐々に増勢が強まる見通し。

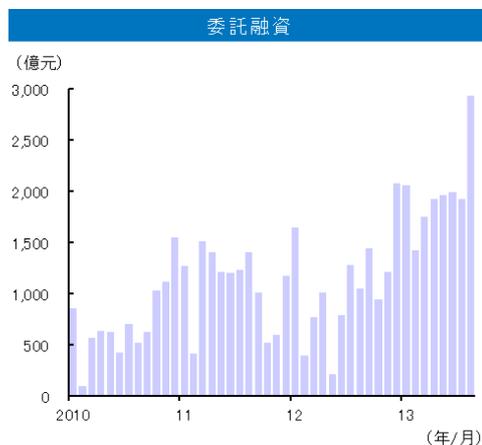
もっとも、設備の稼働水準が依然低い点を踏まえると、製造業の設備投資拡大は、過剰生産能力の問題を一段と深刻化させる恐れ。したがって、景気の下限割れリスクが回避されたと判断されれば、当局は再び投資抑制スタンスを強める公算大。



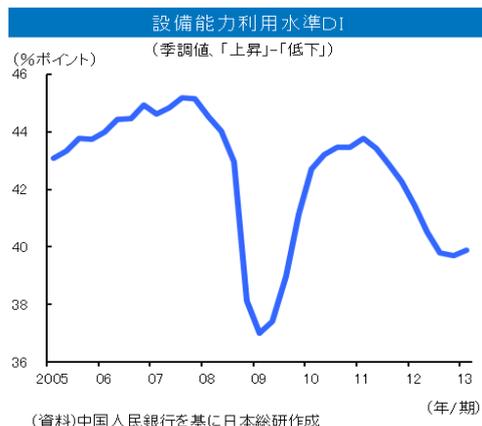
(資料) 国家統計局  
(注) 直近値は2013年1～8月の値。



(資料) 国家統計局を基に日本総研作成



(資料) 中国人民銀行



(資料) 中国人民銀行を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

## 歯止めがかからない住宅価格の上昇

### <物価>

消費者物価の上昇ペースは緩慢。8月のCPI上昇率は2.6%と目標値の3.5%を下回って推移。

工業生産者出荷価格の下落幅は縮小。景気減速に歯止めがかかったことが背景。

### <不動産価格>

住宅価格は2012年末から上昇が鮮明化。とりわけ、北京や上海、広州の住宅価格は8月にそれぞれ前年比19.3%、18.5%、19.0%と大幅に上昇。上昇幅が2ケタに達した都市は、河南省鄭州（同12.6%）など主要70都市中12都市。

今後、政府は住宅市場の鎮静化を図るために、抑制策を強化すると予想。実際、9月1日に河南省鄭州市は2軒目以上の住宅購入に対する要求条件を厳格化。今後、こうした動きが大都市に広がる見込み。

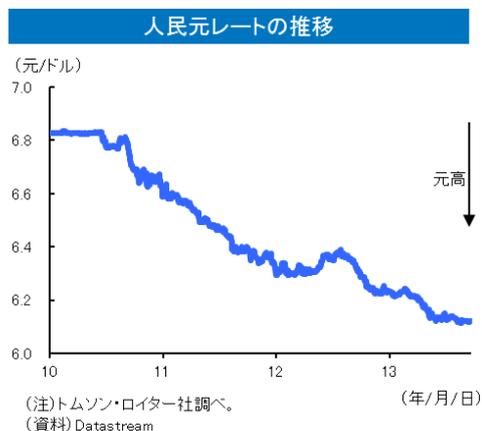
### <市場金利>

9月は理財商品の償還が集中する月であるものの、6月のような金利の急上昇はみられず。この背景には、中国人民銀行が安定的に資金供給したことが指摘可能。

もともと、シャドーバンキングは拡大傾向を維持。さらに、政府系シンクタンクが地方政府の債務残高は2010年の2倍にのぼる20兆元との指摘も。当局が景気底割れが回避されたと判断した時点で、シャドーバンキング抑制を強化する見通し。その際、資金の需給が逼迫し、金融市場の緊張感が再び高まる可能性も。

### <人民元レート>

6月以降、対米ドルレートの上昇ペースが鈍化。今後、横ばいで推移するよう管理を強化し、輸出競争力の低下に歯止めをかけると予想。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# CNY - 中国人民幣

8月鉱工業生産は前年比+10.4%

## 為替相場・政策金利予測

	為替相場						政策金利					
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利				
	Oct-01		6.2251			16.06		6.00%				
	四半期末予測		レンジ予測			四半期末		レンジ予測		四半期末予測		
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC		SMBC	Bloomberg	
13Q4	6.1200	6.1000	6.1120	6.1790	6.1260	5.9830	6.6220	16.30	15.10	16.70	6.00%	6.00%
14Q1	6.1500	6.1000	6.0590	6.2090	6.1070	5.9640	6.6020	16.40	15.20	16.80	6.00%	6.00%
14Q2	6.1500	6.0800	6.1420	6.2090	6.0290	5.8880	6.5180	16.60	15.40	17.00	6.00%	6.00%
14Q3	6.1200	6.0500	6.1120	6.1790	5.9240	5.7860	6.4040	16.90	15.60	17.30	6.00%	6.00%
14Q4	6.0800	6.0500	6.0720	6.1390	5.8070	5.6710	6.2780	17.20	15.90	17.60	6.25%	6.00%
15Q1	6.0800	-	6.0720	6.1390	5.7360	5.6020	6.2010	17.40	16.10	17.80	6.25%	-

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

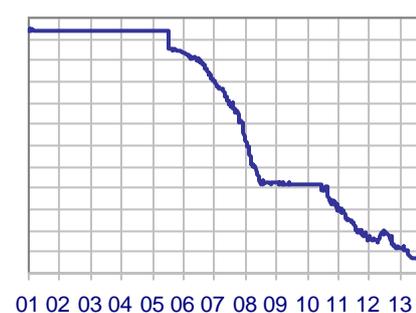
## 相場動向

USD/CNY-日足



Sources: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



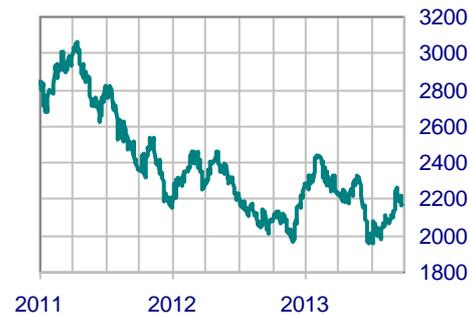
Sources: Bloomberg

JPY/CNY (100JPY=CNY)-日足



Sources: Bloomberg

上海総合指数-日足



Sources: Bloomberg

上海総合指数-週足



Sources: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR-日足



Sources: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

CNY実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

## コメント

中国国家统计局は9月10日に8月鉱工業生産が前年比+10.4%だったと発表した。この数字は2012年3月以来の大きな伸び。6月以降、鉱工業生産が+8.9%→+9.7%→+10.4%と大幅な伸びを示していることから、多くのエコノミストは今回のデータが景気低迷からボトムアウトしている兆候だととらえている。これに加えて、同時に発表されたその他のデータ(小売売上高(前年比)+12.8%→+12.9%、固定資産投資(年初来、前年比)+20.1%→+20.3%)が改善したことを受けて、多くのエコノミストはそれぞれの2013年経済見通しを、およそ+7.4%から+7.6%に上方修正した。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# TWD - 台湾ドル

8月製造業PMIは50.0に上昇

## 為替相場・政策金利予測

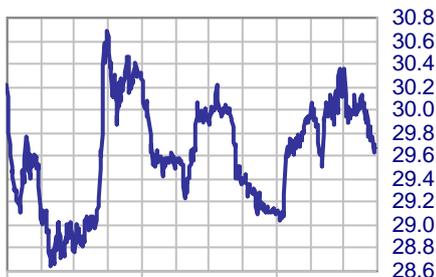
	為替相場						政策金利									
	1USD=TWD		100JPY=TWD			1TWD=JPY		公定歩合								
	Oct-01		Oct-01			Oct-01		Oct-01								
	29.67		-			30.07		-		3.3190		-		1.875%		
	四半期末予測		レンジ予測			四半期末		レンジ予測			四半期末		レンジ予測		四半期末予測	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg	
13Q4	29.40	30.00	28.90	29.80	29.40	28.70	31.50	3.3980	3.1730	3.4850	1.875%	1.875%				
14Q1	29.50	30.05	29.00	29.90	29.30	28.60	31.40	3.4140	3.1880	3.5020	1.875%	1.875%				
14Q2	29.50	30.00	29.00	29.90	28.90	28.20	30.90	3.4580	3.2290	3.5470	1.875%	1.875%				
14Q3	29.60	29.70	29.10	30.00	28.70	28.00	30.70	3.4900	3.2590	3.5800	2.000%	2.000%				
14Q4	29.60	30.00	29.10	30.00	28.30	27.60	30.30	3.5370	3.3030	3.6280	2.125%	2.000%				
15Q1	29.70	-	29.20	30.10	28.00	27.30	30.00	3.5690	3.3330	3.6610	2.125%	-				

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

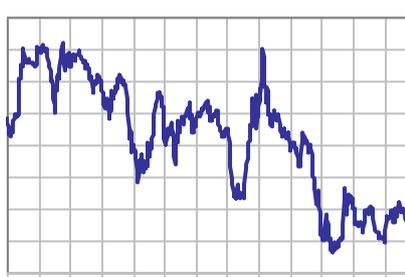
## 相場動向

USD/TWD-日足



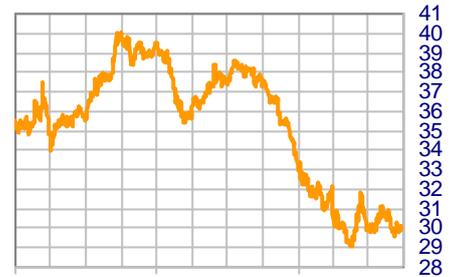
Sources: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



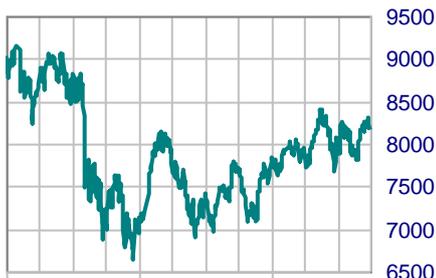
Sources: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD)-日足



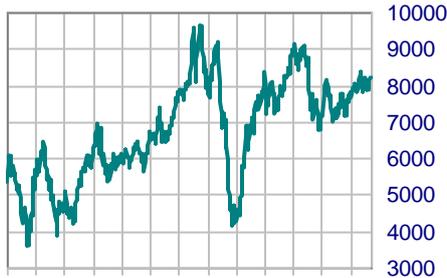
Sources: Bloomberg

加権指数-日足



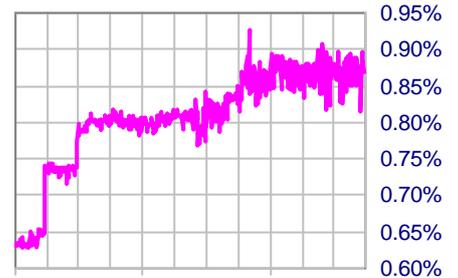
Sources: Bloomberg

加権指数-週足



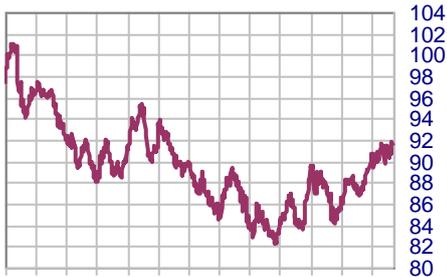
Sources: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り-日足



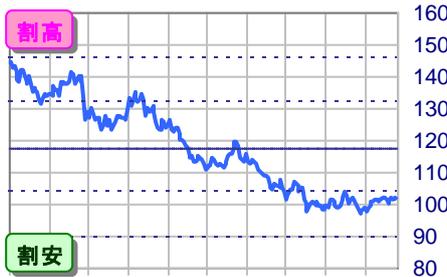
Sources: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

TWD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

### コメント

HSBCとMarkitが9月2日に発表した8月製造業購買担当者指数 (PMI) は、5月から7月まで3ヵ月間の50割れの後、50.0に上昇した。4月以降のデータは次のとおり; 50.7→47.1→49.5→48.6→50.0 (PMIは50を上回っていれば、製造業者のうち前月対比で業況が改善したと回答した人数のほうが、悪化したと回答した人数よりも多いことを示す)。8月分PMIデータの詳細を見ると、生産指数が3ヵ月連続で50割れとなる一方、雇用指数が3ヵ月連続で50越えとなった。調査時の聞き取りによれば、雇用は生産能力を上げるために追加で行われたもの、とのこと。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

# HKD - 香港ドル

PMIは5ヵ月連続で50割れ

## 為替相場・政策金利予測

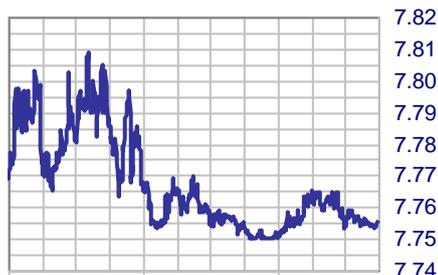
	為替相場						政策金利					
	1USD=HKD		100JPY=HKD			1HKD=JPY		HKMA基準金利				
	Oct-01		7.8876			12.68		0.50%				
	四半期末予測		レンジ予測			四半期末		レンジ予測		四半期末予測		
	SMBC	Bloomberg	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	SMBC	Bloomberg	SMBC	Bloomberg	
13Q4	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	7.8080	7.6130	8.3750	12.80	11.90	13.10	0.50%	-
14Q1	7.8000	7.7700	7.7500	7.8500	7.7460	7.5520	8.3090	12.90	12.00	13.20	0.50%	-
14Q2	7.8000	7.7800	7.7500	7.8500	7.6470	7.4560	8.2020	13.10	12.20	13.40	0.50%	-
14Q3	7.8000	7.7600	7.7500	7.8500	7.5510	7.3620	8.1000	13.20	12.30	13.50	0.50%	-
14Q4	7.8000	7.7900	7.7500	7.8500	7.4500	7.2630	7.9910	13.40	12.50	13.70	0.50%	-
15Q1	7.8000	-	7.7500	7.8500	7.3580	7.1740	7.8920	13.60	12.70	14.00	0.50%	-

「Bloomberg」- ブルームバーグによる中央値・加重平均値、「SMBC」- SMBCシンガポールによるトレンド予測

Sources: Bloomberg, SMBC Singapore

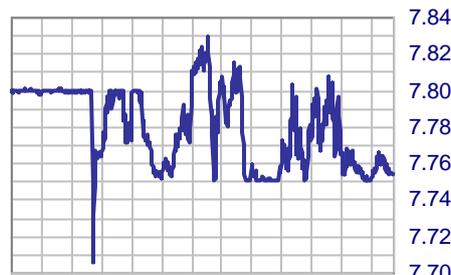
## 相場動向

USD/HKD-日足



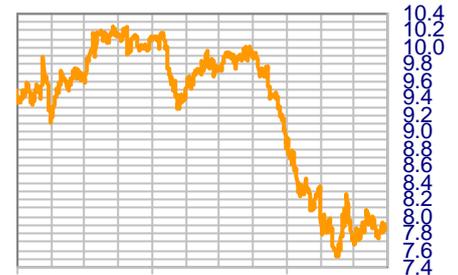
Sources: Bloomberg

USD/HKD-週足



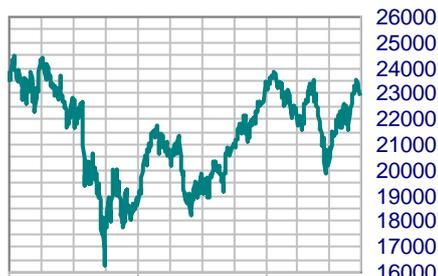
Sources: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD)-日足



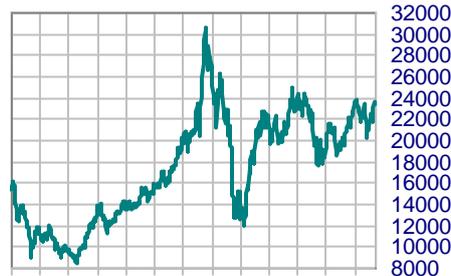
Sources: Bloomberg

恒生指数-日足



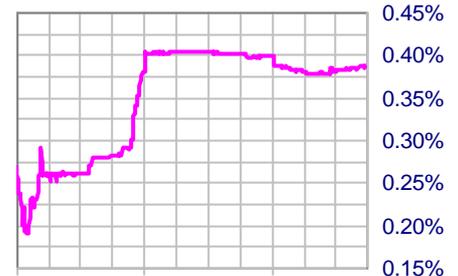
Sources: Bloomberg

恒生指数-週足



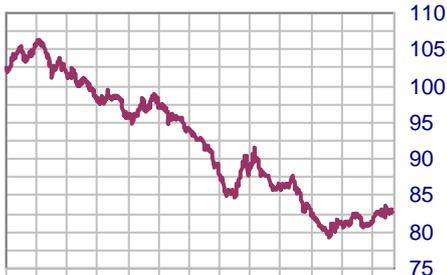
Sources: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR-日足



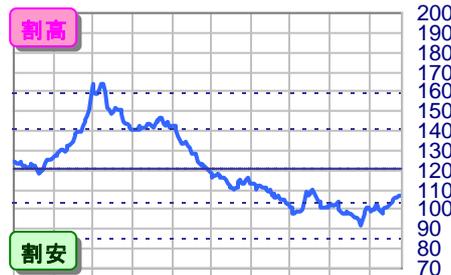
Sources: Bloomberg

HKD名目実効為替相場-週足



Sources: Bloomberg

HKD実質実効為替相場-月足



Sources: Bloomberg

## コメント

香港民間セクターの活動状況を示す8月のHSBC購買担当者指数 (PMI) は49.7だった。4月以降、PMIは5ヵ月連続で50割れとなっている (3月以降、50.5→49.9→49.8→48.7→49.7)。発表された資料によれば、生産指数は新規ビジネスの減少および低迷する市場環境を背景に、4ヵ月連続で50割れだった。新規ビジネスについてみると、これも5ヵ月連続での50割れとなっている。とりわけ、中国本土からの新規受注は7ヵ月連続で50割れが続いている。翻って考えるに、筆者は中国本土の景況改善が香港景気を向こう2〜3ヵ月牽引するものと考えている。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。